

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 基盤強化・活動中長期計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営に関する基盤強化・活動中長期計画を策定することを目的として、対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画の策定に関すること
- (2) その他、本会運営安定化のため必要と認められる事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係行政職員
- (2) 長崎県社会福祉協議会職員
- (3) 対馬市地域福祉活動計画策定委員
- (4) 対馬市民生委員・児童委員
- (5) 本会役員及び評議員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に本会会長が必要と認めたもの

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程ならびに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会総務・企画班に置く。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(委員会の特例)

2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、計画の策定が完了した日をもって効力を失う。